

令和2年 第5回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年5月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第5回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第11 議案第 5号 非農地証明願について

1 出席委員 (20名)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | 10番 千葉 優子 委員、 |
| 12番 尾形 陽一郎 委員、 | 13番 及川 正一 委員、 |
| 14番 多田 仁一 委員、 | 15番 佐々木 吉司 委員、 |
| 16番 菅原 英俊 委員、 | 17番 岩渕 弘 委員、 |
| 18番 佐々木 弘 委員、 | 19番 佐藤 勝 委員、 |
| 20番 狩野 和義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (4名)

- 7番 狩野 善典 委員、
- 8番 大場 裕之 委員、
- 11番 鈴木 春江 委員、
- 21番 秋山 憲義 委員、

3 議事に参与した者

事務局長		二階堂	賢
事務局長補佐		小 山	雅 規
農地農政係 主幹兼係長		藤	広 実
農地農政係 主 査		高 橋	潤
農地農政係 主 事		千 葉	和 哉
農地農政係 主 事		菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。
只今から、令和2年 第5回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号 7番 狩 野 善 典 委員、
議席番号 8番 大 場 裕 之 委員、
議席番号11番 鈴 木 春 江 委員、
議席番号21番 秋 山 憲 義 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号 6番 佐 竹 きみ子 委員、
議席番号 9番 曾 根 金 雄 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年4月28日から令和2年5月27日までに実施した事務事業等の報告並びに、令和2年5月28日から令和2年6月26日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 2, 351㎡のうち、480㎡を、隣接する土地との段差解消のため、最大1.85mの盛土を行い、完了後は転作田として大豆を作付けする予定の旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 80㎡を、申請者が所有する農地への進入路として活用するため、所有する田の一部に盛土を行い、完了後は農道として活用する旨の1案件、

以上、2案件を説明

議長

次に、去る5月21日、議席番号23番 黒澤 光啓 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 小原 公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る5月21日木曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

報告1番の詳細については、事務局から説明があったとおりで、地目は田となっておりますが、盛土をして大豆を作付けするものであり、2番については、所有する田への進入路が狭いため、所有する一部の田に盛土を行い安全に水田へ行くための道路として活用するもので、2件とも周辺農地への影響はないものと判断し、特に問題がないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

議長

次に、第3区の番号3番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田1筆 141㎡のうち44.55㎡を、申請者が所有する農地への進入路として使用するため、所有する一部の田に最大2.0m盛土を行うもので、既に着工されており、完了後は農道として活用する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る5月22日、議席番号16番 菅原 英俊 委員、農地利用最適化推進委員の 狩野 正行 委員及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野 正行 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る5月22日金曜日に4名にて鶯沢総合支所で書類審査及び現地確認を行いました。番号3番の詳細については事務局から説明があったとおり進入路の造成で、申請地はすでに盛土がされており、水路にはU字溝が置かれ蓋もなされておりました。また、5月13日には市から乗入れ許可も出ており、特に問題はないものと判断いたしました。以上、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から3番までの3案件、第2区の番号4番・5番の2案件、併せて5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 4, 743㎡、売買のための農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 1, 484㎡、耕作者変更のため農地中間管理事業の賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、一迫地区の田10筆 9, 123㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号4番は、若柳地区の田8筆 4, 967㎡、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 262㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の2案件、

以上、5案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第3区の番号2番・3番の2案件、併せて3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田7筆 14, 897㎡、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件

第3区の番号2番は、栗駒地区の田4筆 4, 260㎡及び畑2筆 409㎡、合計4, 669㎡、

番号3番は、栗駒地区の田24筆 25, 839㎡及び畑1筆 1, 233㎡、合計27, 072㎡、いずれも贈与のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の2案件
以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から8番までの、8案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 531㎡、

番号2番は、築館地区の田2筆 4, 743㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館地区の田11筆 20, 635㎡、及び畑3筆 5, 256㎡、合計25, 891㎡、親からの経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号4番は、高清水地区の田1筆 176㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号5番は、一迫地区の田7筆 12, 130㎡、

番号6番は、一迫地区の畑2筆 1, 917㎡、

番号7番は、一迫地区の田1筆 542㎡、及び畑2筆 887㎡、合計 1, 429㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の3案件、

番号8番は、一迫地区の田5筆 10, 638㎡、相手方の要望による貸貸借権設定の1案件、

以上、8案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、去る5月21日木曜日に、4名にて書類審査を行いました。

1番・2番については所有権移転売買、3番については、継承による使用貸借権の設定、4番については経営規模拡大による所有権移転売買、5番から8番については、労力不足による所有権移転売買と貸貸借権設定でございます。特に問題がないものと判断いたしましたので、ご報告いたします。

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号9番から11番までの3案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、若柳地区の田1筆 307㎡、
番号10番は、若柳地区の田1筆 100㎡、いずれも、経営の合理化による所有権移
転贈与の2案件、
番号11番は、若柳地区の田4筆 6,067㎡、耕作利便のためによる賃貸借権設定
の1案件、
以上、3案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る5月22日、議席番号5番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の
千葉 和恵 委員及び 佐々木 進 委員 が現地確認調査を行っておりますので、その
結果の報告をお願いいたします。
それでは、議席番号5番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

5番 岩淵 敬一 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る5月22日金曜日、4名
にて書類審査及び現地確認を行いました。

9番から11番までの詳細については事務局から説明があったとおりですが、9番・
10番は、交換により経営の合理化をすすめるための所有権移転贈与であり、面積に多
少相違がありますが双方合意の上でございます。

11番については、会社経営者が新規に農業を経営する計画で、当地を貸借し長いも
の栽培に着手するということでもあります。許可に当たっては審査基準である全部効率利
用要件や地域調和要件を鑑みますと、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号12番から17番までの、6案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号12番は、栗駒地区の田4筆 4, 260㎡、及び畑2筆 409㎡、
合計 4, 669㎡、

番号13番は、栗駒地区の田20筆 44, 453㎡、及び畑1筆 1, 379㎡、
合計 45, 832㎡、

番号14番は、栗駒地区の田25筆 26, 350㎡、及び畑1筆 1, 233㎡、
合計 27, 583㎡、いずれも、親からの継承による所有権移転贈与の3案件、

番号15番は、栗駒地区の田3筆 6, 056㎡、経営の合理化による賃貸借権設定の
1案件、

番号16番は、栗駒地区の田20筆 41, 715.67㎡、及び畑3筆 8, 379
㎡、合計 50, 094.67㎡、親からの継承による使用貸借権設定の1案件、

番号17番は、鶯沢地区の田5筆 4, 295㎡、経営規模拡大による所有権移転売買
の1案件、

以上、6案件の説明と全てが許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号16番 菅原 英俊 委員から報告願います。

16番 菅原 英俊 委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る5月22日金曜日に鶯沢
総合支所において、4名で書類審査を行いました。

12番から17番まで6案件であります。詳細については、事務局より説明のとおり
であり、12番・13番・14番については、農業後継者への経営移譲であります。

15番については、経営の合理化で賃貸借権の設定であります。

16番については、親子関係で子への経営の継承であります。

17番については、仙台市在住で耕作に不便をきたしておりましたので、所有権移転
売買をするものであります。

許可に当たっては、いずれも審査基準を満たしていると判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から17番までの17案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から17番までの17案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1, 771㎡のうち1, 057㎡を使用貸借し、業務用地として申請者が経営する会社の資材置き場として造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり、第1種農地に該当するが、拡張面積が既存敷地面積の2分の1以内であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 441㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、申請者が生業とする左官業の資材置き場として造成するものであります。

農地区分は、周囲を山林、宅地、河川に囲まれた生産性の低い小集団農地であることから、第2種農地である旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の田2筆 492㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当するが、転用目的が申請人の日常生活に必要な住宅であり、集落に接続して建築されるものであることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 黒澤 光啓 委員から報告願います。

23番 黒澤 光啓 委員

議案第2号 農地法第5条の許可申請について、去る5月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、地目は田となっているが、雑種地となり、長い間使われていない様子で、平らであり、周辺農地とははっきりと境があることから、周りの農地等には影響がないもの、2番については、周りの農地は家庭菜園や雑種地が多く、宅地の続きということで、こちらも周りの農地等には影響がないものと判断いたしました。

3番については、県道59号そばの休耕田であり、周辺に農地があるが、すべて休耕田となっており、周りの農地等には影響がないものと判断してまいりました。

いずれも、許可に当たっては、問題ないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番・5番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の田1筆 481㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、住宅と公衆用道路に分断されており、第1種農地、第3種農地に該当しないことから、生産性の低い第2種農地で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 262㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は、住宅と公衆用道路で分断されており、第1種農地、第3種農地に該当しないことから、生産性の低い第2種農地で取り扱う旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る5月22日の金曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

両案件とも、所有権移転売買であり、申請地を購入して住宅及び駐車場を建築造成するものであり、詳細については事務局から説明がありましたとおりであります。

以上2案件の許可申請については、何ら問題はないものと確認してまいりました。
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から20番までの20案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田3筆 14, 208㎡、
番号2番は、築館地区の田2筆 4, 397㎡、
番号3番は、築館地区の田1筆 6, 561㎡、
番号4番は、築館地区の田6筆 7, 200㎡、
番号5番は、築館地区の田1筆 2, 632㎡、
番号6番は、築館地区の田1筆 5, 697㎡、
番号7番は、築館地区の田1筆 4, 726㎡、
番号8番は、築館地区の田1筆 11, 329㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の8案件、
番号9番は、高清水地区の田3筆 9, 673㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件
番号10番は、一迫地区の田1筆 2, 590㎡、
番号11番は、一迫地区の田2筆 6, 387㎡、
番号12番は、一迫地区の田12筆 16, 454㎡、
番号13番は、一迫地区の田7筆 6, 196㎡、
番号14番は、一迫地区の田2筆 11, 976㎡、
番号15番は、一迫地区の田14筆 52, 493㎡、
番号16番は、一迫地区の田1筆 7, 276㎡、
番号17番は、一迫地区の田1筆 2, 415㎡、
番号18番は、一迫地区の田2筆 6, 253㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の9案件、
番号19番は、一迫地区の田4筆 4, 271㎡、
番号20番は、一迫地区の田2筆 5, 328㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の2案件、
以上、20案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号21番から28番まで8案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号21番は、若柳地区の田19筆 15, 546㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号22番は、金成地区の田1筆 1, 022㎡、所有権移転売買の1案件、

番号23番は、金成地区の田1筆 2, 000㎡、

番号24番は、金成地区の田1筆 1, 000㎡、

番号25番は、金成地区の田8筆 17, 608㎡、

番号26番は、金成地区の田1筆 4, 116㎡、

番号27番は、金成地区の田7筆 9, 727㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号28番は、志波姫地区の田10筆 12, 018㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、8案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号29番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号29番は、栗駒地区の田9筆 16, 558㎡、及び畑1筆 872㎡、合計 17, 430㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から29番までの29案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から29までの29案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

配分計画の利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号19番の関連案件で、一迫地区の田4筆 4, 271㎡、

番号2番は、同計画の番号20番関連案件で、一迫地区の田2筆 5, 328㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 271㎡、願出地は、昭和45年ごろに先代が畜舎を建築し、廃業によりその後、倉庫として使用し現在に至るものであり、宅地への地目変更を願出た旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 882㎡、願出地は、昭和25年ごろから農業の労力不足のため長期間耕作されていなかった農地が山林化し、現在に至るものであり、山林への地目変更を願出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る5月21日に4名にて現地調査を実施いたしました。

番号1番の願出地の地目は、畑でございますが、昭和45年ごろに畜舎が建設され、現在、畜産業は廃業し農業用としては使用されておりません。

課税におきましても宅地とみなされており、今回の申請が認可されれば、隣人が購入することになっております。購入予定者の宅地の前に位置しており、周辺農地には影響がないものと判断してまいりました。

番号2番の案件については、願出地の地目は畑ですが、昭和25年ごろから耕作なくなり、現在に至っております。現地はすでに山林化し復元は不可能と判断いたしました。また、周囲も山林に囲まれており農地への影響はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、志波姫地区の畑1筆 270㎡、願出地は、昭和40年ごろから願出人の先代が倉庫等を建築して使用され、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 和恵 推進委員から報告願います。

千葉 和恵 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る5月22日に4名にて現地を確認してまいりました、願出地は既に全体的に建物が建築されており、農地として復旧できる状況ではないので、許可に当たっては問題がないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に第3区の番号4番から6番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の畑1筆 318㎡、願出地は、平成3年に願出人の先代の父が取得した農地であるが、取得当初から荒廃しており、以降耕作されず原野化し、現在に至っているものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件

番号5番は、栗駒地区の畑1筆 268㎡、願出地は、昭和60年代から宅地の一部として利用されており、宅地化していたことから平成7年には物置等を設置し、現在に至っ

ているものであり、宅地への地目変更を願出た旨の1案件、

番号6番は、栗駒地区の畑1筆 2, 668㎡、願出地は、昭和60年ごろから労力不足により耕作をやめ、そのことによる周囲の山林に侵食される恐れがあることから植林。植林した樹木の成長により山林化し、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。します。

芳賀 博秋 推進委員

議案第5号 非農地証明願について、去る5月22日に4名にて、3件の現地調査を行ってまいりました。

現地の利用状況は、事務局から説明のとおりであり、番号4番については、願出地は申請人宅地北西の裏手側で、西側の山林に同化し防風林のようや役割をしているような原野的場所と確認いたしました。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号5番については、願出地にはカーポート、談話室、物置場等の3棟が現存しておりまして、今現在、生活空間の中で使用されていることがはっきりと確認できました。よって、許可に当たっては認めることが妥当であると判断してまいりました。

番号6番について、願出地は耕作をやめてから30数年が経過したような場所でありました。見事に樹木が成長し周囲の山林との区別がつかない状況であり、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上の3件について、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第5回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労様でした。

< 午後 2時 35分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員